港区子ども・若者政策提案事業運営支援業務委託
採点基準表（第一次審査）

一次審査（書類審査）			
候補者名		記入者	

1　基本事項の評価（事務局採点）			劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点	満点（委員合計）
			1	2	3	4	5					
(1)	**専門技術力【様式4】【様式5】（経験年数、実績）**	・類似業務の実績を有しているか。 ・業務担当者が求める経験年数を満たしているか。 （事務局が客観的視点により採点） ①～③の合計点を評価点とする。 ①業務実績件数 3件以上 2点、1～2件 1点 ②業務責任者の同種業務の実績 3件以上 2点、1～2件 1点 ③業務担当者の同種業務の実績（業務担当者の平均・小数点以下切り捨て） 2件以上 1点、1件 0点	事務局採点					×4			20	100
(2)	**専任性【様式5】【様式6】（手持ち業務量）**	・業務担当者が他の業務（案件）を担当せず、本件について専任となっているか。 （事務局が客観的視点により採点） ①～③の合計点を評価点とする。 ①業務責任者の手持ち業務量 業務責任者が専任　2点、1件以上兼務 1点 ②業務担当者の手持ち業務量（担当者の平均・小数点以下切り捨て） （配点上限は2点とする） 1件以下の場合 2点、2件以上 1点 ③業務の継続性（業務担当者のサポート体制） 業務担当者が2名以上かつ類似業務を実施　1点 それ以外 0点						×2			10	50
(3)	**実施体制の的確性【様式6】（業務従事予定者の動員計画）**	・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。 （事務局が客観的視点により採点） ①～③の合計点を評価点とする。 ①業務従事予定者の配置計画及び担当予定業務が明確　1点、明確でない　0点 ②実施スケジュールと進行管理方法が明確かつ仕様書に記載のスケジュールがと同様となっている　2点 明確だが仕様書に記載のスケジュールと異なる　1点 明確でない　0点 ③区の連絡窓口の役職・人数について 業務責任者と業務担当者の計2名以上　2点 業務責任者のみ又は業務担当者のみ　1点 上記以外（記載していない場合も含む）　0点						×2			10	50

2　企画提案の評価			劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点	満点（委員合計）
			1	2	3	4	5					
（1）研究会の支援について【様式７】												
ア	**業務趣旨の理解**	事業の目的（主権者教育・若者の政策提案・区政反映）を正確に把握し、提案に反映しているか。						×4			20	100
イ	**提案の具体性**	研究会の運営計画が具体的かつ実現可能であるか。 （グループ編成、スケジュール、進行管理など）						×4			20	100
ウ	**ファシリテーション体制**	各グループに専属のファシリテーターを配置するなど、ファシリテーターを適切な人数・経験・専門性で配置する計画であるか。						×4			20	100
エ	**政策提案における客観性の確保**	研究員の政策提案に客観性をもたせるため、事業者が国内外の事例調査や関係者ヒアリングなどの方法を示し、研究に必要な情報収集や調査活動を進められるよう支援する内容が具体的に示されているか。						×4			20	100
（2）政策提案プレゼンテーションの支援について【様式８】												
ア	**運営体制**	仕様書5（2）で示している政策提案プレゼンテーションについて、進行や補助体制、準備スケジュール、当日の進行計画が明確に示されるなど、運営計画が具体的かつ実現可能であるか。						×2			10	50
イ	**プレゼンテーション支援**	研究員の発表準備やリハーサル、資料作成、質疑応答への対応など、必要なフォローアップやサポート体制が具体的かつ丁寧に示されていること。						×4			20	100
（3）提案会後のフィードバックについて【様式９】												
ア	**政策につなげる支援**	研究員の提案が区の事業や予算に活かされるよう、政策提案を実現につなげるための工夫（例：提案内容の整理、効果やメリットの明示など）が具体的に示されているか。						×4			20	100
イ	**研究員へのフィードバック**	政策提案の成果を広く発信することや、研究員の政策提案を区政でどのように活用していくかの方向性を示すことなど、研究員へのフィードバック計画が具体的に示されているか。						×2			10	50

3　見積額の評価（事務局採点）			劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点	満点（委員合計）
			1	2	3	4	5					
(1)	**見積価額**	・参考事業規模（6,054,000円）に対する見積額により採点 （事務局が客観的視点により採点） 5,145,899円以下　5点／5,145,900円～5,448,599円　4点／5,448,600円～5,751,299円　3点／5,751,300円～5,932,919円　2点／5,932,920円～6,054,000円　1点	事務局採点					×4			20	100
一次審査合計点											200	1000

加点項目 ア～オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計の５％（小数点以下切上げ）を一時評価点に加点します。 ※事務局採点配点の満点（300点）の５％は15点なので、最大75点（15点×5項目）加点されます。	事務局採点配点の満点（60点×5委員分）	３００点

ア　区内事業者優遇
区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加点
イ　ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価
港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加点
複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点
ウ　障害者雇用の評価
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加点
エ　環境配慮に対する評価
ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の5%を加点
複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点
オ　災害協定活動に対する評価
区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加点

講評等（ポイントとなった事項など）